

川口市選管告示第52号

埼玉県知事選挙が令和5年8月6日に行われることに伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定する選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和5年6月19日

川口市選挙管理委員会  
委員長 岩澤勝徳

登録の移替えを延期する期間

令和5年6月29日から  
埼玉県知事選挙期日まで